

永瀬 伸子
お茶の水女子大学教授

ポイント

- 適用拡大後もパートの加入には制約残る
- 税制・社会保険上の賃金の段差解消必要
- 出産後も人的資本を高められる仕組みに



ながせ・のぶこ 59年
生まれ。東京大博士（経済学）。専門は労働経済学

適用拡大後もパートの加入には制約残る。そのなれば企業は仕事時間を20時間未満に抑制する提案を出し続け、主婦パートはますます賃金の上がらない縁辺労働とならねない。

このゆがんだインセンティブ（誘因）構造をどう改革すればよいか。企業側からみれば、週20時間未満ならば社会保険料負担がゼロであり、週20時間を超えると負担が発生するという段差をなくす必要がある。社会保険料の事業主負担は、労働時間にかかわらず定率とすればよい。

同時に第3号被保険者制度が果たしてきた積極的な役割も忘れてはならない。この制度は無業や低収入の女性に基礎年金権を与え、平均的な女性の年金は以前より増えた。現在でも20〜59歳の主婦の35%は無収入であり、女性の6割は出産・子育て時にいったん無業となる。出産・子育ての低収入期間に対しては積極的な年金権を社会が与えるべきだが、仕事への復帰に水を差す今の形は時代に合わない。何より女性が子どもを持つても労働市場で人的資本を高め続けられる仕事と社会保障の仕組みを考えるべきだ。

今年10月から、短時間雇用者（パート労働者）に対する厚生年金や医療保険など社会保険の適用が拡大される。具体的には501人以上の事業所を対象に、週20時間以上勤務、年収106万円以上の労働者の加入が義務化される。

大きな視点でみれば、高齢者人口が増え労働力人口が減る中で、非正規雇用者に社会保険料負担を求める改革といえる。非正規雇用者にとって、労使折半で社会保険料を負担する厚生年金制度への加入は雇用正規化の一歩だ。

2014年の厚生労働省の財政検証では、もし年収70万円以上の短時間雇用者および適用対象外事業所を含めた雇用者1200万人を厚生年金に加入させられれば、社会保険料収入が増え、将来の年金水準低下はより小幅にとどまるとの試算が示されている。

しかし筆者は、現行制度の下でパートの年金加入が本当に進むのか疑念的だ。10月からの対象は比較的大規模の事業所なので、コンプライアンス（法令順守）意識は強いだろう。だが中長期的には、雇

パートの厚生年金加入 課題は 労働時間・年収要件撤廃を

配偶パート女性について、末子の年齢別に年収をみたものだ。02年時点で20〜34歳の個人を毎年追う厚労省「21世紀成年者縦断調査」から、02〜12年分のデータを統計法33条申請により取得し作成した。年収103万円にピークがあることがわかる。多くの妻が配偶者控除の適用を受けるため、意図的に「非課税限度内の年収」にとどめるように

会保険料が免除される上限の130万円に達する前に、103万円に調整している。その一方で、総務省「労働力調査」によれば、100万〜150万円の年収階層に達する有配偶女性が少しずつた

6万円を超えたら150万円以上を稼働しないと実質年収が上がらないという解説記事を掲載している。しかし150万円を稼働する主婦パートは非常に少ない。有配偶女性がこんな低い年収しか得て

それでも長い目でみれば、社会保険加入はキャリア構築の重要な一歩だ。だから筆者は短い期間の損得を考えずにキャリアを考えるべきだと助言することになっている。

これに対し、事業主側にとっては単純な負担増だ。準固定費の増加を補うため1人当たり労働時間を長くするか、あるいは準固定費増を回避できるような短時間の仕事に異動してもらうことが、企業にとって合理的な行動となる。

そのそも基礎年金が月6万5千円の定額（40年加入の満額の場合）を保証していることもあり、月収がそれ以下の雇用者の厚生年金加入は難しいという問題がある。厚生年金は基礎年金と2階建て年金を保証するものなので、月収6万円の人に6万5千円の基礎年金と2階建て部分給付する仕組みはつくりにくい。

給付額、低所得ほど高率に

働いている。末子年齢が上がると母親は労働時間を増やすので、103万円の壁に直面する者が増える。多くは第3号被保険者（会社員や公務員の被扶養配偶者）として社

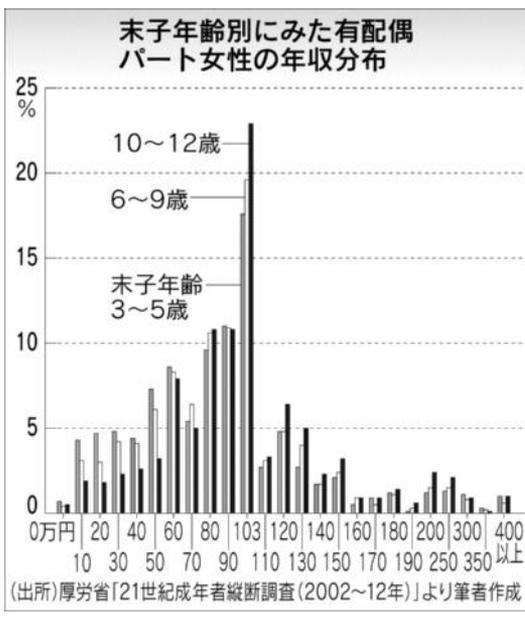
が年々増えている。今回の106万円からの社会保険料徴収は、再び100万円近辺の主婦の就業の壁を高める結果をもたらしかねない。

多くの婦人誌などは、106万円を超えたら150万円以上を稼働しないと実質年収が上がらないという解説記事を掲載している。しかし150万円を稼働する主婦パートは非常に少ない。有配偶女性がこんな低い年収しか得て

今回の改革は、第1号被保険者のパート就業者にとってはお朗報だ。具体的には未婚・離別のパート、自営業者の配偶者のパート、既に第3号を外れて第1号になっている主婦パートなどである。この層

今回の改革は、第1号被保険者のパート就業者にとってはお朗報だ。具体的には未婚・離別のパート、自営業者の配偶者のパート、既に第3号を外れて第1号になっている主婦パートなどである。この層

今回の改革は、第1号被保険者のパート就業者にとってはお朗報だ。具体的には未婚・離別のパート、自営業者の配偶者のパート、既に第3号を外れて第1号になっている主婦パートなどである。この層



今回の改革は、第1号被保険者のパート就業者にとってはお朗報だ。具体的には未婚・離別のパート、自営業者の配偶者のパート、既に第3号を外れて第1号になっている主婦パートなどである。この層

今回の改革は、第1号被保険者のパート就業者にとってはお朗報だ。具体的には未婚・離別のパート、自営業者の配偶者のパート、既に第3号を外れて第1号になっている主婦パートなどである。この層

今回の改革は、第1号被保険者のパート就業者にとってはお朗報だ。具体的には未婚・離別のパート、自営業者の配偶者のパート、既に第3号を外れて第1号になっている主婦パートなどである。この層

今回の改革は、第1号被保険者のパート就業者にとってはお朗報だ。具体的には未婚・離別のパート、自営業者の配偶者のパート、既に第3号を外れて第1号になっている主婦パートなどである。この層